

北区役所フロン法定点検仕様書

(有効期間)

第1条 本契約の有効期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

(フロン定期点検業務等)

第2条 発注者は、(1)記載の建物に設置された発注者の管理する(2)記載のフロン定期点検対象機器について(3)記載のフロン漏えい定期点検業務（以下「フロン定期点検業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 建物

建物名称：北区総合庁舎

建物所在地：京都府京都市北区紫野東御所田町 33-1

(2) フロン定期点検対象機器

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）により実施が義務付けられているフロン定期点検の実施対象となる機器であり、別紙1に記載する機器を「フロン定期点検対象機器」という。

(3) フロン定期点検業務

受注者は、フロン定期点検対象機器のフロン定期点検を、適正な時期に点検を行うためのスケジュール管理を行い、第3条に示す内容でフロン定期点検業務として行う。

(フロン定期点検業務の内容)

第3条 受注者は、第2条(2)記載のフロン定期点検対象機器について、フロン定期点検業務を次の通り行うものとする。

(1) 受注者は、フロン定期点検の適正な実施時期を管理し、発注者に点検時期を通知すると共に契約期間内にフロン定期点検を実施する。

(2) 受注者は、フロン定期点検対象機器について、本契約が有効である期間中に1回、以下の点検・確認を行う。また、その結果を発注者に報告する。

① フロン定期点検対象機器のうち室外機の外観目視点検

② フロン定期点検対象機器のうち室外機の異常音確認

③ 室外機、冷媒配管および室内機のフロン漏洩点検

(3) 次の事項は、本契約に基づくフロン定期点検業務の対象外とする。

① フロン排出抑制法により実施が義務付けられている「簡易点検」

② フロン定期点検により発見されたフロン漏えいに関する故障修理

(フロン定期点検業務の実施者)

第4条 フロン定期点検業務の実施者は、次の(1)または(2)に掲げる、専門点検の方法について十分な知見を有する者とする。

- (1) 冷媒フロン類取扱技術者であること。
- (2) 一定の資格と十分な経験を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者。

(フロン定期点検業務の運営)

第5条 発注者は、フロン定期点検業務が安全かつ円滑に行われるように、受注者に協力するものとする。

- 2 フロン定期点検業務に要する電気、水道、ガス料金は発注者の負担とする。
- 3 フロン定期点検業務は、発注者の通常営業時間中に行うことを原則とする。発注者の通常営業時間外に行う必要のある場合は、発注者受注者協議の上、決定する。
- 4 発注者は、フロン定期点検対象機器の移転、廃棄、使用中止、譲渡または変更する場合、受注者または受注者の指定する者に事前に連絡をするものとする。
- 5 受注者は、フロン定期点検の実施にあたって、契約期間内の適正な時期に点検を行うためのスケジュール管理を行い、点検予定月の前々月までに発注者に訪問月の告知を行う。発注者が不在等の理由により点検予定月での点検が不可能な場合、発注者は受注者又は受注者の指定する者に速やかに連絡し、協議の上点検実施日を決定する。
- 6 フロン定期点検業務を実際に履行する者が安全に作業することができないと受注者が判断した場合、受注者は発注者に是正を求め、発注者は発注者の負担で当該是正を行う。

フロン定期点検対象機器

	型式	製造番号
1	YNZP280E2N	2EX9904N
2	YNZP280E2N	2EX9912N
3	YNZP355E2N	2EG9730N
4	YNZP355E2N	2EG9798N
5	YNZP355E2N	2EG9799N
6	YNZP450E2N	2EB9848N
7	YNZP450E2N	2EB9919N
8	YNZP450E2N	2EB9928N
9	YNZP560E2N	2EV2372N
10	YNZP560E2N	2EV2374N
11	YNZP560E2N	2EV2378N
12	YNZP560E2N	2EV2532N
13	YNZP355E2N	2EG9796N
14	YNZP560E2N	2EV2545N